

IV. 書面による届出について

届出書の作成方法	→ P 2 9 ~ P 4 1
書面による届出の方法	→ P 2 9
届出書「本紙」の記入例及び記入要領	→ P 3 2 ~ P 3 5
届出書「別紙」の記入例及び記入要領	→ P 3 6 ~ P 4 1

1. 届出書の作成方法

届出書は、経済産業省、環境省又はN I T Eのホームページ（アドレスは本手引きの冒頭に掲載）からダウンロードしていただくか、別紙差し込みの「都道府県等のP R T R担当窓口」から入手することができます。入手した届出書に必要な事項を記入してください。

また、届出事項内容と同じ情報が記録された二次元コードを記載した二次元コード付き書面届出書は「P R T R届出作成支援プログラム」及び「P R T R排出量等算出システム」を用いて作成することができます。当該プログラムは下記ホームページから入手することができますので、マニュアルを参照して必要事項を入力し、印刷してください。

「P R T R届出作成支援プログラム」

<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/shien.html>

「P R T R排出量等算出システム」

<http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtr/index.html>

届出書の記入例・記入要領については、次ページ以降をご覧ください。

2. 書面による届出方法

1. で作成した届出書（二次元コード付き書面届出書も含む）を事業所が所在する**都道府県等の窓口**へ持参又は郵送により提出してください。（郵送の場合、封筒の表に「**P R T R届出書 在中**」と朱書きしてください。）

届出書の提出は、**届出期間内（毎年4月1日から6月30日まで）**にお願いします（郵送の場合、6月30日必着）。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。なお、本紙と別紙は紙面の左上1か所をホチキスで綴じて提出してください。

※届出を行う前に、巻末資料の「**提出前のチェックシート**」で記載事項の最終チェックを行ってください。

※届出内容については、都道府県等において受け付けた後も、国による集計結果の公表までの間、行政側から問い合わせをさせていただくことがありますので、**届出書の写し**を必ず保存しておいてください。

<二次元コードの届出書への印刷例>

～ 本紙 ～

様式第1 (第5条関係) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 平成23年 4月 1日

経済産業大臣(神奈川県知事) 259-0044

届出者住所 かながわけん小田原のしほがみ 神奈川県小田原市池上1-1-1

氏名 かながわけんしほがみ 株式会社神奈川物産

代表取締役 相模太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

代理人 資材管理課 相模太郎 (代理人にあっては名称及び氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業者	事業者の名称	株式会社神奈川物産
	前回の届出における名称	相模物産
	事業所の名称	小田原営業所
	前回の届出における名称	小田原営業所
	事業所の所在地	神奈川県小田原市 池上1-1-1
	事業所において常時使用される従業員の数	200 人
事業所において行われる事業の属する事業種	業 種 名	業種コード
	主たる事業	印刷小売業 2930
	従たる事業	印刷工業 1400
		印刷製品・印刷品製造業 2400

第一種指定化学物質の排出量及び移動量 別紙番号1～8のうち1号

本届出書は第1項の請求に係るものであること、旨を記載するものとする。 1、有 2、無

届出者 資材管理課

氏名 資材担当

電話番号 045-555-0606(他県内陸線記入項目)

届出日 年 月 日 届出番号

備考 1 本届出書は、事業所に限り適用すること。 2 本届出書は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に各別紙第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の番号の欄には、各別紙第一に掲げる名称(各別紙第一に別名の記載のある第一種指定化学物質にあっては、別紙別名)及び番号を記載すること。 4 排出量及び移動量の有無数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1桁未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海城等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道処理施設等の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。 7 空の欄には、記載しないこと。 8 本別紙に記載された情報の同一性をたしかめ、届出で当該情報を記載する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格及びJIS 0に適合するものを記載することができる。

【二次元コード記載欄】

本紙(1号) 別紙(2号) 別紙(3号)

～ 別紙 ～

別紙番号 1

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	エチルベンゼン
第一種指定化学物質の番号	053
単位	kg
mg-TEQ (P*付録の場合)	

排出量	イ 大気への排出	2.4	排出先の河川、湖沼、海城等の名称
	ロ 公共用水域への排出	0.0	1
	ハ 当該事業所における土壌への排出(以下略)	0.0	
	ニ 当該事業所における埋立処分	0.0	埋立処分を行う場所(該当するものに○をすること) 1) 空堀り池 2) 埋立池 3) 埋立坑
移動量	イ 下水道への移動	0.0	移動先の下水道処理施設等の名称
	ロ 当該事業所の外への移動(以下略)	0.0	

当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類

廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること)(複数選択可)		
01 脱水・乾燥	04 中和	07 その他
02 浸出・溶融	05 焼却・圧縮	
03 固液分離	06 最終処分	

廃棄物の種類(該当するものに○をすること)(複数選択可)

01 燃焼	10 難燃物性残さ
02 汚泥	11 鋼粉屑(鋼屑)不燃物
03 腐敗	12 フラスコ
04 廃液	13 金属くず
05 廃アルカリ	14 37℃未満・20%未満・開閉禁止
06 廃アミン類	15 酸さい
07 紙くず	16 油くず
08 木くず	17 ばいじん
09 塵埃くず	18 その他

※整理番号

備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に各別紙第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の番号の欄には、各別紙第一に掲げる名称(各別紙第一に別名の記載のある第一種指定化学物質にあっては、別紙別名)及び番号を記載すること。 4 排出量及び移動量の有無数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1桁未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海城等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道処理施設等の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。 7 空の欄には、記載しないこと。 8 本別紙に記載された情報の同一性をたしかめ、届出で当該情報を記載する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格及びJIS 0に適合するものを記載することができる。

【二次元コード記載欄】

別紙(1号) 別紙(2号)

※二次元コードの部分には、受付印やメモ書きをしないでください。情報を正確に読み取ることができなくなります。

※届出書の下部には二次元コードが印刷されます。印字されたままで提出してください。なお、二次元コードの数は届出によって異なります。また、届出の情報量が多いときは、本紙情報の二次元コードが別紙に印刷されたり、届出様式とは別の「二次元コード印刷専用紙」に印刷されることもあります(白紙に二次元コードだけ印字される)ので、届出の際は必ず一緒に提出してください。

3. 届出書「本紙」の記入例及び記入要領

(1) 届出書「本紙」の記入例

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書



* ②

経済産業大臣 (神奈川県知事) 殿

* ①

平成××年××月××日

〒100-0013

* ③

(ふりがな) どうきょうとちよだくかすみがせき

届出者 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2

(ふりがな) かすみがせきかぶしきがいしや

氏名 霞ヶ関株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう かんきよう たるう
代表取締役社長 環境 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称 * ④	かすみがせきかぶしきがいしや 霞ヶ関株式会社
	前回の届出における名称 * ④	桜田門株式会社
	(ふりがな) 事業所の名称 * ⑤	ふじさわだいいちこうじよう 藤沢第一工場
	前回の届出における名称 * ⑤	第一工場
所在地 * ⑥	〒251-xxxx 神奈川県 藤沢市	
	(ふりがな) あさひちよう 朝日町x-x	
事業所において常時使用される従業員の数 * ⑦		95 人
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	化学工業 * ⑧ 2000
	従たる事業	自動車卸売業 5220
		商品検査業 8620
第一種指定化学物質の排出量及び移動量 * ⑨		別紙番号1~4 のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること) * ⑩		1. 有 2. 無 (○)
担当者 * ⑪ (問い合わせ先)	部署	藤沢第一工場環境安全部管理第一係
	(ふりがな) 氏名	かがく はなこ 化学 花子
	電話番号	0466-xx-xxxx
※受理日 * ⑫	年 月 日	※整理番号 * ⑫

- 備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在 (前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日) における当該事業所の人数を記載すること。
 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
 5 法人にあつては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 6 ※の欄には、記載しないこと。
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 8 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつてはその代表者) が署名することができる。
 9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。
 (二次元コード記載欄)

(2) 届出書「本紙」の記入要領

<注意事項>

○記入漏れや記入ミスがないようご注意ください。また、必要な項目には必ず「**ふりがな**」を記入していただくようお願いします。

①『提出日』

○届出書を窓口へ提出する日付（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

○「業種コード・届出先一覧」（P59）を参考に、事業所における主たる業種（P34の囲み）を所管している大臣を記入してください。また、（ ）内には、届出書を提出する都道府県知事等を記入してください。（例：経済産業大臣（神奈川県知事）、環境大臣（横浜市長）など）

○「主務大臣（都道府県知事）」又は「関東 大介大臣（関西 花子知事）」（個人名）などは記入しないでください。

③『届出者』 ※提出日時点の情報を記入してください。

○住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください（**ふりがなを忘れずに**）。

○届出者本人（法人にあってはその代表者）が署名した場合、押印は必要ありません。

○郵便番号は、**大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるもの**を記入してください。

○届出者は、その事業所の届出を工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者に届出者の代理人として委任することができます。その場合には、以下のように記入してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

平成××年××月××日

経済産業大臣（神奈川県知事） 殿

届出者 住所 (ふりがな) 〒100-0013
とうきょうとちよだくかずみがせき
東京都千代田区霞が関1-2-2

氏名 (ふりがな) かずみがせきかぶしがいしや
霞ヶ関株式会社
だいにとりしまりやくしやう かんきょうたるう
代表取締役社長 環境 太郎
ふじさわだいちこうじょうちようけいざい いちろう
代理人 藤沢第一工場長 経済 一郎

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届は出ます。

※届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載し、代理人の印を押してください。この場合、届出者（代表者）の押印は必要ありません。なお、代理人についても本人が署名することにより、押印に代えることができます。

- ④『事業者の名称』 ※把握対象年度の4月1日時点の情報を記入してください。
- 事業者（企業、会社、団体等）の名称を記入してください。（例：霞ヶ関株式会社）
 - 「前回の届出における名称」の欄は、事業者の名称が、前回の届出時における名称から変更した場合（社名等の変更）のみ記入してください。
- ⑤『事業所の名称』 ※把握対象年度の4月1日時点の情報を記入してください。
- 事業所（工場、事業場、営業所等）の名称を記入してください。事業者の名称は省略してください。（例：本社、藤沢第一工場、虎ノ門製造所、新橋営業所など）
 - 複数の事業所を有する事業者は、事業所ごとに届出書を作成してください。各事業所の区別がつくように、異なる名称を記入してください。（特に名称がない場合でも、本届出の便宜上、適切な名称を付けてください。）
 - 「前回の届出における名称」の欄は、事業所の名称が、前回の届出時における名称から変更した場合（事業所の名称変更）のみ記入してください。
- ⑥『所在地』 ※把握対象年度の4月1日時点の情報を記入してください。
- 郵便番号、所在地（都道府県名から番地まで）を記入してください。
 - 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。
- ⑦『事業所において常時使用される従業員の数』
- ※把握対象年度の4月1日時点の情報を記入してください。
- 当該事業所において常時使用される従業員の人数を記入してください。（注：届出対象事業者の判定は事業者全体の従業員数で判断しますが、届出書に記入するのは事業所の従業員数です。）

～常時使用される従業員とは～

期間を定めずに使用されている者もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者、又は排出量等の把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれます）。また、常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 (出向者)	別事業者への 下請け労働	他からの派遣者 (出向者)	別事業者からの 下請け労働
※1 ×	※2 ○	×	×	×	○	○

※1役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数えます。

※2 パート、アルバイトと呼ばれる人で含まれる場合もあります。

⑧『事業所において行われる事業が属する業種』

※把握対象年度の4月1日時点の情報を記入してください。

○当該事業所において行われる事業が属する対象業種を、「業種コード」の欄には業種に対応するコード（4桁）を記入してください。「業種名」、「業種コード」は、「業種コード・届出先一覧」（P59）から選択してください。

業種の説明については、経済産業省・環境省のホームページを参照してください。

～業種の考え方～

複数の業種を営む事業所は、当該事業所が営んでいる業種の中から届出の対象となっている業種をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に係る業種を「主たる業種」とし、それ以外を「従たる業種」とします。

(例) 事業所が営んでいる業種（売上高）が以下の場合

化学工業（10億円）、塗装工事業（7億円）、塗料卸売業（3億円）、
自動車卸売業（2億円）、商品検査業（1億円）

主たる業種	化学工業	2000
従たる業種	自動車卸売業	5220
	商品検査業	8620

※塗装工事業、塗料卸売業は届出対象業種ではありませんので、記入する必要はありません。

※「P R T R届出作成支援プログラム」を使用して届出書を作成する燃料小売業の方は、下記をご参照ください。

当プログラムは、排出量等計算・別紙作成機能が搭載されています。ガソリン（ハイオク・レギュラー）、灯油の受入量、給油量から取扱量を算出し、ガソリン成分中の対象化学物質（7物質）を、排出量算出式に従い排出量の値を表示します。

複数の事業所に関する受入量・給油量について、個別事業所、または一括登録の入力方法が選択できます。その入力された情報をもとに排出量を算出および別紙の作成が可能です。

⑨『第一種指定化学物質の排出量及び移動量』

○様式第1の本紙に添付している別紙の枚数を記入してください。

⑩『本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無』

○当該事業所について法第6条第1項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」に○印を付けてください。

⑪『担当者（問い合わせ先）』

○届出後、行政側から届出内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号を記入してください。

⑫『※受理日』及び『※整理番号』

○この欄には記入しないでください。

※注：「③ 届出者」の情報については、**提出日（届出日）時点**のものを記入してください。

また、**届出事項④～⑧**については、**把握対象年度の4月1日**（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）**時点**の情報を記入してください。（「把握対象年度」とは、届出する前年の4月1日～届出する同年の3月31日を指します。）

特に、把握対象年度途中で会社等の合併や市町村合併があった場合はご注意ください。

4. 届出書「別紙」の記入例及び記入要領

(1) 届出書「別紙」の記入例

別紙番号	1 *①	
第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量		
第一種指定化学物質の名称 *②	ベンゼン	
第一種指定化学物質の号番号 *③	400	単位 kg mg-TEQ(ダイオキシン類の場合)
*④ 排出量	イ 大気への排出	1.4.0
	ロ 公共用水域への排出	2.3
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)	0.0
	ニ 当該事業所における埋立処分	9.8
*⑤ 移動量	イ 下水道への移動	0.0
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)	12.0.0
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること(複数選択可)) <input checked="" type="radio"/> 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 <input type="radio"/> 02 焼却・熔融 05 破碎・圧縮 <input type="radio"/> 03 油水分離 06 最終処分
		廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鋳さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他
※整理番号 *⑥		

備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。
 (二次元コード記載欄)

(2) 届出書「別紙」の記入要領

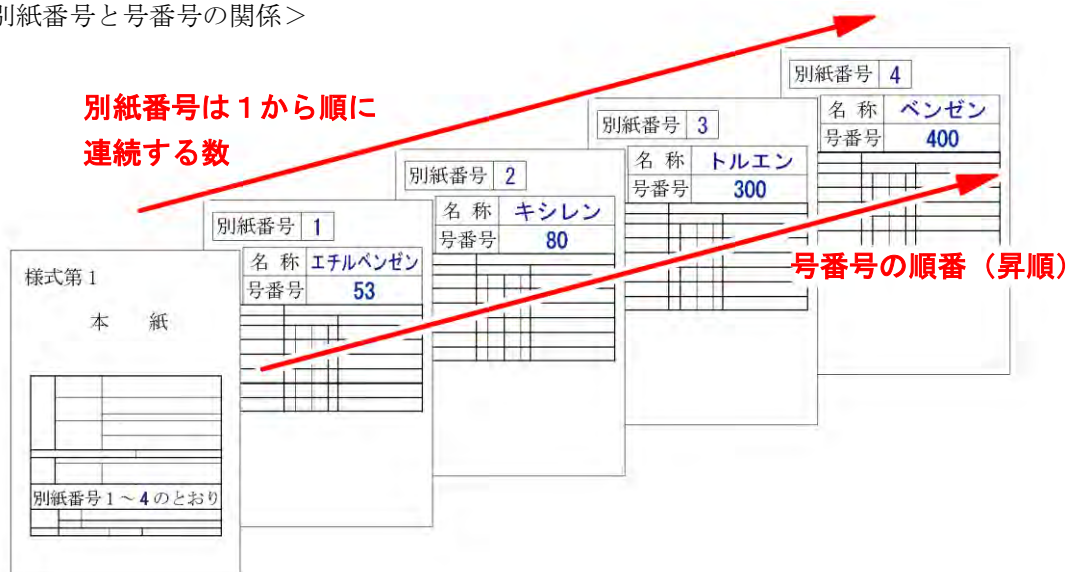
<注意事項>

- この別紙は、「**対象化学物質**」ごとに作成してください。対象化学物質とは、巻末資料「**対象化学物質一覧**」(P 5 2～P 5 8)に掲げる**第一種指定化学物質** 4 6 2 物質を指します。このうち、**特定第一種指定化学物質** (「**対象化学物質一覧**」参照) と呼ばれる物質 (1 5 物質) があります。
- 第一種指定化学物質は、1 から 4 6 2 までの物質番号が付されています。
- 例えば、クロム酸亜鉛やクロム酸カリウムのような物質は、本法では「六価クロム化合物」に含まれますので、これらの化学物質については、まとめて「六価クロム化合物」として届け出てください。この他、複数の化学物質をまとめる例として、「亜鉛の水溶性化合物」、「鉛化合物」などがあります。
- 排出量及び移動量は有効数字 2 桁で記入してください。ただし、ダイオキシン類以外の対象物質で排出量又は移動量が 1 kg 未満の場合は小数点以下第 2 位を四捨五入してください。

①『別紙番号』

- 届出を行う対象化学物質 (1 物質につき 1 枚) ごとに、③『**第一種指定化学物質の号番号**』の順番 (昇順) に並べ、1 から順に連続する番号を別紙番号としてアラビア数字で記入してください。

<別紙番号と号番号の関係>



②『第一種指定化学物質の名称』

- 第一種指定化学物質の名称 (別名があるものは当該別名) を記入してください。
(注:「**対象化学物質一覧**」に掲げられている名称以外のものは記入しないでください。)

③『第一種指定化学物質の号番号』

- 第一種指定化学物質の物質番号 (号番号: 1～4 6 2) をアラビア数字で記入してください。

④『排出量』

○把握対象年度1年間における対象化学物質の環境への排出量について、

『イ 大気への排出』

『ロ 公共用水域への排出』

『ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

『ニ 当該事業所における埋立処分』

のそれぞれを記入してください。

『イ 大気への排出』

事業所から大気中へ排出した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

『ロ 公共用水域への排出』

事業所から公共用水域（河川、湖沼、海域等）へ排出した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

『排出先の河川、湖沼、海域等の名称』

対象化学物質の排出先（排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の公共用水域）の名称を記入してください（例：「〇〇川」、「××湾」等）。公共用水域への排出がない場合は記入しないでください。

排出先が「〇〇排水路」のような場合は、その先に通じる河川名等を記入してください。（注：排水路や用水路等の名称は記入しないでください。）排出先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の排出量が多い方を記入してください。

公共用水域の名称は、経済産業省・環境省のホームページからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

『ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

事業所内の土壌へ排出した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

なお、事業所敷地内で埋立処分をしている廃棄物に含まれる対象化学物質の量は、

『ニ 当該事業所における埋立処分』の欄に記入してください。

『ニ 当該事業所における埋立処分』

事業所敷地内で埋立処分した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

なお、委託等により廃棄物を事業所の外へ埋立処分している場合は、「移動量」に該当しますので、『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の欄に合算して記入してください。

『埋立処分を行う場所』

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づく最終処分又は鉱山保安法に基づく埋立場への埋立処分にあつては、廃掃法上の埋立の区分「安定型」、「管理型」、「遮断型」から選び、該当するものに○印を付けてください。埋立処分がない場合は○印を付けしないでください。

また、鉱山保安法に基づくたい積場へのたい積処分にあつては、「管理型」とし

てください。

⑤『移動量』

○把握対象年度1年間における対象化学物質の当該事業所の外への移動量について、

『イ 下水道への移動』

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

のそれぞれを記入してください。

『イ 下水道への移動』

排水に含まれて事業所から公共下水道へ放流した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

『移動先の下水道終末処理施設の名称』

対象化学物質の**移動先**（排出した下水の処理が行われる施設）の**名称**を選択してください（例：「〇〇下水終末処理場」、「××下水処理センター」等）。下水道終末処理施設への移動がない場合は選択しないでください。移動先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の移動量の多い方を選択してください。

下水道終末処理施設の名称は、経済産業省・環境省のホームページからご確認くださいか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

廃棄物の処理を行うため、廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出された対象化学物質の量（質量）を記入してください。

ここでいう**廃棄物**とは、各工程から発生する廃棄物・廃液、蒸留残さ、集じんダスト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する廃棄物、容器やタンクの残留物などです。

なお、有価物は廃棄物ではありませんので移動量には算入しないでください。

また、製品（有価物）として出荷する量などは移動量には算入しないでください。

『廃棄物の処理方法』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の移動先での処理方法を選択してください。（複数選択可）

『廃棄物の種類』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の種類を選択してください。（複数選択可）

「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」は、少なくともどちらか一方を選択してください。

～排出量・移動量の届出書への記入に際して～

排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。

排出量等の算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合		ダイオキシン類の場合	
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示	算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示
0.0493	0.0	0.0493	0.049
0.0926	0.1	0.0926	0.093
0.302	0.3	0.302	0.30
4.75	4.8	4.75	4.8
9.98	10	9.98	10
12.2	12	12.2	12
1,875	1,900	1,875	1,900
2,141	2,100	2,141	2,100
9,869	9,900	9,869	9,900
9,987	10,000	9,987	10,000
10,234	10,000	10,234	10,000
10,766	11,000	10,766	11,000

※ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数第2位を四捨五入して得られた数値を記入してください。

⑥ 『※整理番号』

○この欄には記入しないでください。

～排出量・移動量の算出について～

- 排出量（イ～ニ）及び移動量（イ、ロ）の**すべての項目**に把握・算出した数値を記入してください。有効数字2桁で記入した結果、“ゼロ”となる場合や實際上、排出量及び移動量がない項目（例えば、下水道を利用していない事業所における『イ 下水道への移動』の欄）については、「0. 0」と記入してください。
- 対象化学物質「キシレン」、「ジニトロトルエン」などのように、物質名に異性体の区分がされていないなど複数の物質を含む場合は、その対象化学物質に含まれるすべての化学物質（例えば、「キシレン」の場合は、「o-キシレン」、「m-キシレン」、「p-キシレン」のすべて）の合計量を記入してください。
- 対象化学物質が「〇〇化合物」のような金属化合物（例：「亜鉛の水溶性化合物」、「カドミウム及びその化合物」、「銀及びその水溶性化合物」等）、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」については、それぞれの物質に含まれる「金属元素」、「シアン」、「ふっ素」及び「ほう素」に換算した量の合計量を記入してください。
なお、元素等に換算すべき対象化学物質については「対象化学物質一覧」（P 5 2～P 5 8）の最右欄に記載されています。
- 金属化合物、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」について、**複数の物質群に含まれる場合**（例えば、「クロム酸鉛」は「六価クロム化合物」と「鉛化合物」の両方に含まれる。）は、該当するすべての物質群ごとに別紙を作成してください。その際、例えばクロム酸鉛の場合、クロムに換算した量と鉛に換算した量が異なることに注意してください。
- 排出量及び移動量の算出方法の詳細については、「P R T R 排出量等算出マニュアル」[\[HP\]](#)を参照してください。